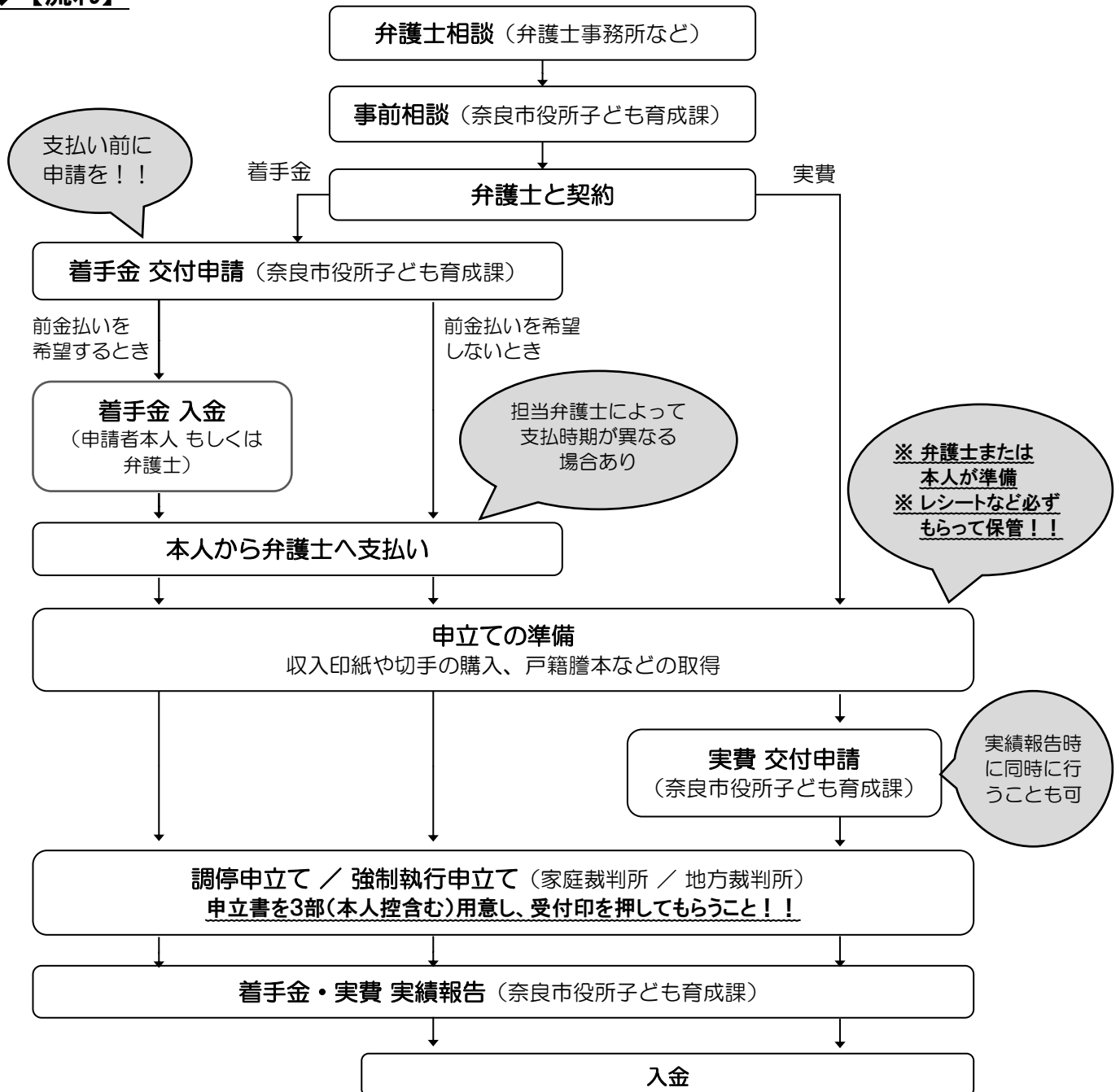


### ③ 弁護士に依頼して「養育費請求調停」や「強制執行」申立てを行う場合の補助

#### ◆【補助について】

補助対象	着手金	実費
補助対象 詳細	弁護士費用のうち <b>着手金</b>	実費負担金のうち <ul style="list-style-type: none"> <li>・申立てに係る<b>収入印紙代</b></li> <li>・申立て時に裁判所に求められる<b>予納切手代</b></li> <li>・申立てに必要な戸籍謄本などの<b>公的書類発行手数料</b>                      ※ 裁判所までの交通費、公的書類を郵送請求するための切手代などは対象外</li> </ul>
補助上限	100,000円	50,000円
申請時期	着手金支払い前 <b>※ 支払い後の申請は対象外なので注意!</b>	裁判所で申立てした翌日から <b>6ヶ月以内</b> (令和3年4~9月申立て分は令和4年3月31日まで申請可)

#### ◆【流れ】



※裏面に続く

◆ 【必要書類】

- 戸籍謄本（ひとり親である戸籍）  
 ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの  
 ※ 申請者と該当の子が記載されているもの（親子が別戸籍の場合はそれぞれ必要）

- 世帯全員の住民票の写し  
 ※ コピー可、発行から6ヵ月以内のもの  
 ※ 本籍、続柄の記載があるもの（マイナンバー不要）  
 ※ 公簿などで確認できる場合、省略可

- 弁護士などと締結した契約書

- 申請者名義の通帳など振込口座のわかるもの  
 ※ 現在の氏のもの

- その他 記入必要書類
- ・ 奈良市養育費確保支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
  - ・ 個人情報の取り扱いについての同意書
  - ・ 重要事項説明についての同意書
  - ・ 誓約書
  - ・ 補助事業等実績報告書（第4号様式）
  - ・ 奈良市養育費確保支援事業補助金交付請求書（第2号様式）

【概算払い（前払い）を希望する場合のみ】

- ・ 奈良市養育費確保支援事業補助金概算払請求書

【奈良市から弁護士などの口座に直接払いを希望する場合のみ】

- ・ 委任状（第3号様式）
- ・ 弁護士等直接口座振込における説明事項及び確認同意書  
 ※ 弁護士などが確認し、同意のうえ記入が必要
- ・ 弁護士などの振込口座のわかるもの  
 ※ 委任状に記入している口座情報等が確認できるもの（通帳のコピー、契約書の記載事項、振込先が記載された請求書など）

【着手金のとき】

- 着手金の請求書
- 領収書
- 事案の処理に着手したことがわかる書面  
 ※ 申立書（本人控）など

【実費のとき】

- 対象費用の請求書
- 対象費用の領収書
- 実費内訳報告書
- 申立手続きしたことがわかる書類  
 ※ 申立書（本人控）など